

資料 1 - 1

府中市総合計画条例

平成 24 年 6 月 27 日

条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、総合計画の構成及び位置付け並びにその策定方針を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、市民に対し、総合計画の策定過程を明確にし、かつ、その策定への参加を進め、市民の理解と協力の下に総合計画を策定し、もって府中市(以下「市」という。)のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針をいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指す新しい都市像及び将来の基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想における都市像及び基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(構成及び位置付け)

第 3 条 総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

- 2 総合計画は、市の最上位の計画とし、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第 4 条 総合計画は、市の最上位の計画としての位置付けを踏まえ、総合的見地から策定されなければならない。

- 2 総合計画は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定されなければならない。
- 3 総合計画は、市民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で、市民との協働によって策定されなければならない。
- 4 前 3 項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(府中市総合計画審議会)

第 5 条 市長は、総合計画の策定又は変更にあたっては、あらかじめ、附属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置す

る市長の附属機関をいう。)に諮問するものとする。

- 2 前項の規定による諮問に応じて調査し、及び審議するため、府中市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 3 審議会は、市長が任命し、又は委嘱する委員 30 人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会の議決)

第 6 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第 7 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(策定後の措置)

第 8 条 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その実施状況について、適宜に公表するものとする。

(委任)

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(府中市総合計画審議会条例の廃止)
- 2 府中市総合計画審議会条例(昭和 42 年 3 月府中市条例第 5 号)は、廃止する。
(審議会の委員に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の府中市総合計画審議会条例第 3 条第 2 項の規定に基づき委員の職にある者は、第 5 条第 3 項の規定に基づく委員とみなす。
- 4 前項の規定により委員とみなされる者の任期は、第 5 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。